

清涼飲料水の試験法の改正について

1. 経緯

食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「告示」という。）の第 1 食品の部 D 各条において規定される「清涼飲料水」は、

- ・ ミネラルウォーター類（「水のみを原料とする清涼飲料水」と定義）
- ・ 冷凍果実飲料
- ・ 原料用果汁
- ・ ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水の 4 つに分類され、それぞれ規格基準が定められている。

このうち、ミネラルウォーター類以外の清涼飲料水にあつては、告示の第 1 食品の部 D 各条 清涼飲料水 1（2）3. a において「ヒ素及び鉛を検出するものであってはならない」とされており、ヒ素の試験法としてグットツァイト法及びジエチルジチオカルバミン酸銀法が規定されている。

今般、食品添加物の規格基準の改正により、グットツァイト法については告示の第 2 添加物の部 B 一般試験法の項の 36. ヒ素試験法から削除されることが予定されているため、清涼飲料水の規格基準に規定するグットツァイト法を削除することについて、厚生労働大臣から薬事・食品衛生審議会議長宛てに本年 11 月 21 日付けで諮問されたところである。

2. グットツァイト法について

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項に基づく食品添加物の規格基準については、告示において、通則、一般試験法、試薬・試液等、成分規格・保存基準、製造基準及び使用基準が定められている。清涼飲料水の規格基準におけるグットツァイト法は、告示の第 2 添加物の部 B 一般試験法の項の 36. ヒ素試験法の目中の装置 A を用いる方法を引用している。

食品添加物公定書は、法第 21 条の規定に基づき食品添加物の規格基準等を収載することとされている。昭和 35 年に第 1 版が作成されて以来、平成 19 年の第 8 版の作成まで、逐次改正が行われてきた。食品添加物公定書の改正に際しては、前回の改正以降に設定された食品添加物の規格基準を収載するととも

に、一般試験法や成分規格の見直し、既存添加物の規格の設定、記載方法の改良等について検討し、食品添加物公定書の改正に併せて、告示の改正を行ってきた。

平成 27 年 12 月 25 日薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において第 9 版食品添加物公定書（案）の報告が行われ、その中で食品添加物公定書の改正に係る告示の改正の一環として、有害試験の他の試験への代替等を目的とした一般試験法等の改正についても報告された。これを踏まえ、食品添加物の規格基準の改正案のうち一般試験法等の改正について、「食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき」に該当すると解してよいか、平成 28 年 6 月 6 日付け厚生労働省発生食 0606 第 6 号により、食品安全委員会に対して照会をしたところ、『試験の操作性の改善若しくは精度の向上を目的とした試験法の変更、名称の変更又は用語若しくは用例の統一等による規格基準の改正であり、規格値の変更を伴うものではないことから、食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる』旨、平成 28 年 6 月 14 日付け府食第 386 号により通知された。

告示の改正により、グットツァイト法については有害試験である臭化第二水銀紙が使用されることから、告示の第 2 添加物の部 B 一般試験法の項の 36. ヒ素試験法の目中の装置 A を用いる方法は削除されることが予定されている。

3. 審議事項

食品添加物の規格基準の改正を踏まえ、告示の第 1 食品の部 D 各条 清涼飲料水 1 (2) 3. a に規定するグットツァイト法は、別紙の通り削除する。

4. 今後の対応

所要の手続き終了後に告示の改正を行う。

(案)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件新旧対照条文
○食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）（抄）

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第1 食品 A～C (略) D 各条 ○ 清涼飲料水 1 清涼飲料水の成分規格 (1) (略) (2) 個別規格 1. ～2. (略) 3. ミネラルウォーター類以外の清涼飲料水 a ヒ素及び鉛を検出するものであつてはならない。この場合のヒ素及び鉛の試験法は、次のとおりとする。 ① (略) ② ヒ素の試験法 ヒ素の試験は、<u>次に掲げるジエチルジチオカルバミン酸銀法</u>により行う。 a. ～c. (略)</p> <p>(略)</p>	<p>第1 食品 A～C (略) D 各条 ○ 清涼飲料水 1 清涼飲料水の成分規格 (1) (略) (2) 個別規格 1. ～2. (略) 3. ミネラルウォーター類以外の清涼飲料水 a ヒ素及び鉛を検出するものであつてはならない。この場合のヒ素及び鉛の試験法は、次のとおりとする。 ① (略) ② ヒ素の試験法 ヒ素の試験は、<u>イに示すグットツァイト法又はロに示すジエチルジチオカルバミン酸銀法</u>により行う。 <u>イ グットツァイト法</u> <u>試験溶液3mlを採り、第2 添加物の部B 一般試験法の項の3.6.ヒ素試験法の目中的装置Aを用いる方法により試験を行うとき、その呈色は標準色より濃くてはならない。ただし、この場合の標準色は、空試験溶液3mlにヒ素標準液1.2mlを加えた溶液について試験溶液の場合と同様に操作して作る。</u> <u>ロ ジエチルジチオカルバミン酸銀法</u> a. ～c. (略)</p> <p>(略)</p>